

第53回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2025年9月25日（木曜日）午前10時

開催場所 名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
当社 アルペン丸の内タワー23階会議室

決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

目 次

第53回定時株主総会招集ご通知
株主総会参考書類
事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告



スマート
招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/3028/>



証券コード 3028
2025年9月9日

株 主 各 位

名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
株 式 会 社 アル ペ ン
代表取締役社長 水 野 敦 之

第53回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては株主総会の資料について電子提供措置をとっており、インターネット上に「第53回定時株主総会招集ご通知」として株主総会資料等の電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://store.alpen-group.jp/corporate/ir/library/stockholder/>



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/3028/teiiji/>



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（アルペン）または証券コード（3028）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネット等による事前の議決権行使をお願い申しあげます。

お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認いただき、2025年9月24日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

- 記
1. 日 時 2025年9月25日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
当社 アルペン丸の内タワー23階会議室
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 1. 第53期(2024年7月1日から2025年6月30日まで)
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書
類監査結果報告の件
2. 第53期(2024年7月1日から2025年6月30日まで)
計算書類報告の件
- 決 議 事 項
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対し交付する書面には記載しておりません。
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- ◎本株主総会の決議結果につきましては、本株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年9月25日（木曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年9月24日（水曜日）
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年9月24日（水曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・書面（郵送）およびインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

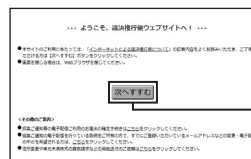
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）が任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	みず の 水野 たい ぞう 泰三	代表取締役会長	再 任
2	みず の 水野 あつ し 敦之	代表取締役社長	再 任
3	むら せ 村瀬 かず お 一夫	取締役副社長	再 任
4	に じつ けん 二十軒 しょう 翔	専務取締役COO	再 任
5	まつ もと 松本 あや こ 絢子	社外取締役	再 任 社 外

再 任 再任取締役候補者 社 外 社外取締役候補者

候補者
番号

1

水野泰三

(1948年11月8日生)

再任

略歴、当社における地位および担当

1972年 7 月 当社設立代表取締役社長
2016年 9 月 当社代表取締役会長

2021年 9 月 当社取締役名誉会長
2022年 3 月 当社代表取締役会長（現任）

所有する当社の株式数：6,766,020株

在任年数：4年

取締役会出席状況：23/23回

取締役候補者とした理由

水野泰三氏は、当社創業者であり、長年にわたり強いリーダーシップを発揮し経営を担ってきており、代表取締役会長を務め、当社の経営において豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

水野敦之

(1977年10月21日生)

再任

略歴、当社における地位および担当

2000年 4 月 当社入社
2002年 8 月 当社監査役
2003年 9 月 当社販売部スポーツデポ
2005年 2 月 当社戦略企画室
2011年12月 当社ミフト事業部長
2014年 9 月 当社取締役

2015年 3 月 当社常務取締役、デジタル推進本部長、
デジタルマーケティング部長
2015年 9 月 当社専務取締役
2016年 1 月 当社マーケティング本部長
2016年 9 月 当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況：JAPANA(CAMBODIA)CO.,LTD.会長
JAPANA TECHNICAL CENTER(CAMBODIA)CO.,LTD.会長

所有する当社の株式数：3,326,280株

在任年数：11年

取締役会出席状況：23/23回

取締役候補者とした理由

水野敦之氏は、戦略部門および販売部門を歴任し、2016年からは代表取締役社長を務め、豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番 号

3

むら
村

せ
瀬

かず
一

お
夫

(1955年12月27日生)

再 任

略歴、当社における地位および担当

1976年 4 月	当社入社	2003年 9 月	当社商品統轄役員
1992年 7 月	当社商品第四部長	2004年10月	当社商品本部長
1996年 5 月	当社商品第三部長	2006年 7 月	当社商品第五部長
2001年 9 月	当社取締役、商品第三部担当役員、 商品第四部担当役員、商品第五部担当役員、 商品第六部担当役員	2008年 9 月	当社常務取締役
		2014年 9 月	当社専務取締役
		2018年 2 月	当社取締役副社長（現任）

所有する当社の株式数：25,535株

在任年数：24年

取締役会出席状況：23/23回

取締役候補者とした理由

村瀬一夫氏は、長年にわたり商品管理部門を指揮し、また2001年からは取締役を務め、豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

4

に
二

じっ
十

けん
軒

しょう
翔

(1984年7月18日生)

再 任

略歴、当社における地位および担当

2007年 4 月	ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・ インコーポレイテッド入社	2020年11月	当社専務執行役員、店舗開発本部長、 戦略企画本部長、マーケティング本部長
2014年11月	当社入社	2020年11月	当社専務執行役員、店舗開発本部長、 戦略企画本部長、マーケティング本部長
2015年 1 月	当社ミフト事業部長	2021年 9 月	当社専務執行役員COO、店舗開発本部長 戦略企画本部長、マーケティング本部長
2016年 9 月	当社執行役員兼ミフト事業部長	2022年 4 月	当社専務執行役員COO、商品本部長 戦略企画本部長
2017年 2 月	当社執行役員兼戦略企画室長	2024年 9 月	当社専務取締役COO、商品本部長 戦略企画本部長（現任）
2018年 2 月	当社常務執行役員、店舗開発本部長 兼戦略企画室長		
2018年 8 月	当社常務執行役員、店舗開発本部長 兼戦略企画室長、マーケティング本部長		

所有する当社の株式数：9,835株

在任年数：1年

取締役会出席状況：17/18回（2024年9月就任後の出席状況）

取締役候補者とした理由

二十軒翔氏は、戦略部門、店舗開発部門、商品部門を歴任し、2016年からは執行役員を務め、豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

5

まつ
松

もと
本

あや
絢

こ
子

(1981年3月27日生)

再任

社外

略歴、当社における地位および担当

2005年10月 第一東京弁護士会登録
西村ときわ法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）入所

2013年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録
2017年1月 西村あさひ法律事務所パートナー（現任）
2021年9月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況：西村あさひ法律事務所パートナー

所有する当社の株式数：－株

在任年数：4年

取締役会出席状況：23/23回

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松本絢子氏は、弁護士として高度な法律面の知見を有しております。また、コーポレートガバナンス、M&A、個人情報保護などの様々な観点で幅広い経験を有していることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 松本絢子氏の戸籍上の氏名は、山田絢子であります。

3. 松本絢子氏は、社外取締役候補者であります。

4. 松本絢子氏は株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員の要件をすべて満たしており、同氏と一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断しておりますが、同氏の所属する西村あさひ法律事務所の方針に従い、独立役員として指定、届け出は行っておりません。

5. 当社と松本絢子氏との間につきましては、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。松本絢子氏の再任が承認された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ。）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役包原智幸氏、鬼頭潤子氏および青柳良則氏が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番 号

1

かね はら とも ゆき
包 原 智 幸 (1960年2月10日生)

再 任
社 外

略歴、当社における地位および担当

1982年 4 月	名古屋国税局入局	2019年 7 月	豊橋税務署長
2014年 7 月	高山税務署長	2020年 7 月	退官
2015年 7 月	名古屋国税局 総務部事務管理課 課長	2020年 8 月	包原智幸税理士事務所 開業（現任）
2017年 7 月	名古屋国税局 課税一部国税訟務官室 室長	2023年 9 月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況：包原智幸税理士事務所所長
所有する当社の株式数：一株
在任年数：2年
取締役会出席状況：22/23回
監査等委員会出席状況：10/12回

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

包原智幸氏は、長年の国税局任官および税理士として培われた会計・税務知識を有しており、この知見を当社の経営の監督・監査に活かしていただくため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者
番号

2

鬼頭潤子 (1964年10月26日生)

再任

社外

略歴、当社における地位および担当

1990年10月 監査法人伊東会計事務所入所
2004年6月 中央青山監査法人 社員
2007年8月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所 社員
2021年3月 京都大学経営管理大学院卒業
2022年9月 有限責任あずさ監査法人 パートナー退職

2022年10月 鬼頭潤子公認会計士事務所 開業（現任）
2023年6月 岐阜信用金庫 監事（現任）
2023年9月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2024年4月 クロスプラス株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2024年6月 スズキ株式会社 社外監査役（現任）

重要な兼職の状況： 鬼頭潤子公認会計士事務所所長
岐阜信用金庫 監事
クロスプラス株式会社 社外取締役（監査等委員）
スズキ株式会社 社外監査役

所有する当社の株式数： 一株

在任年数： 2年

取締役会出席状況： 23/23回

監査等委員会出席状況： 12/12回

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

鬼頭潤子氏は、公認会計士としての専門的な知識、実務経験および株式会社の監査に関する高い見識を有しており、この知見を当社の経営の監督・監査に活かしていただくため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者
番 号

3

あお
青

やぎ
柳

よし
良

のり
則

(1975年12月31日生)

再 任

社 外

略歴、当社における地位および担当

2001年10月	第二東京弁護士会登録 アンダーソン・毛利法律事務所（現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所）入所	2012年 1 月	アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー（現任）
2008年11月	英国のBerwin Leighton Paisner法律事務所（現 Bryan Cave Leighton Paisner法律事務所）勤務	2013年 9 月	愛知県弁護士会へ登録変更 アンダーソン・毛利・友常法律事務所名古屋オフィス代表
2009年 6 月	アンダーソン・毛利・友常法律事務所復帰	2024年 9 月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2009年 7 月	米国ニューヨーク州弁護士登録		

重要な兼職の状況：アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー

所有する当社の株式数：一株

在任年数：1年

取締役会出席状況：18/18回（2024年9月就任後の出席状況）

監査等委員会出席状況：10/10回（2024年9月就任後の出席状況）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

青柳良則氏は、弁護士としての高度な法律面の知見を有しており、当社の経営の監督・監査に活かしていただくため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- （注） 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 包原智幸氏、鬼頭潤子氏および青柳良則氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社と包原智幸氏、鬼頭潤子氏および青柳良則氏との間につきましては、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。包原智幸氏、鬼頭潤子氏および青柳良則氏の再任が承認された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、包原智幸氏、鬼頭潤子氏および青柳良則氏を、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ており、各氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
5. 当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。各取締役候補者の再任が承認されますと、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

下表は、本総会において各候補者が選任された場合の取締役（監査等委員である取締役を含む）および役付執行役員に対して、特に期待する専門性・経験を示しております。

職位	氏名	共通スキル					業界特性スキル				
		経営戦略	財務 会計 税務	法務 リスク管理 コンプライアンス	人材開発 ダイバーシティ	サステナビリティ SDGs	商品戦略 企画製造 VMD	ブランディング ・マーケティング	営業戦略 出店政策	ロジスティクス	I T D X
代表取締役 会長	水野 泰三	●									
代表取締役 社長	水野 敦之	●			●	●	●	●	●		
取締役副社長	村瀬 一夫	●					●	●	●		
専務取締役 COO	二十軒 翔	●			●	●	●	●	●	●	●
取締役	松本 絢子			●	●						
取締役(常勤 監査等委員)	水巻 泰彦		●	●							
取締役 (監査等委員)	包原 智幸		●								
取締役 (監査等委員)	鬼頭 潤子		●								
取締役 (監査等委員)	青柳 良則			●							
常務執行役員	岡本 眞一郎						●	●			
常務執行役員	鎌田 貴之				●				●		

以 上



(ご参考)
事業報告サマリー

業績ハイライト

売上高

268,655 百万円

前期比 6.2%増 ▲

経常利益

10,464 百万円

前期比 97.2%増 ▲

親会社株主に
帰属する当期純利益

5,573 百万円

前期比 221.5%増 ▲

おもな財務指標

総資産

205,920 百万円

前期比 2.0%増 ▲

純資産

121,142 百万円

前期比 3.3%増 ▲

1 株当たり
当期純利益

144.61 円

前期比 99.62円増 ▲

事業報告

(2024年7月1日から)
(2025年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度（2024年7月1日～2025年6月30日）における事業環境は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加を背景に、国内経済は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、高水準の物価上昇が継続していることに加え、米国の関税政策による金融資本市場の急変動や世界経済減速に対する警戒感も高まっており、先行きは不透明な状況となっております。

消費環境におきましては、個人消費が持ち直し基調で推移したものの、実質賃金の伸び悩みや景気の不透明感が消費意欲を抑制しております。スポーツ用品小売業界におきましては、健康志向による需要の高まりや、様々なスポーツイベントの開催などによって競技・一般スポーツ市場を中心に堅調に推移しました。また、気候面では長い残暑や春先の大きな寒暖の変化がアパレル需要を抑制した一方、冬季の全国的な低温傾向と豊富な積雪は冬物需要の増加につながりました。

このような状況のもと、当社グループは、当連結会計年度より開始した「中期経営計画2027」における重点施策に基づき、既存店の捩入れを中心とした店舗の販売力強化や、収益性の向上、EC事業の刷新などに取り組んでまいりました。

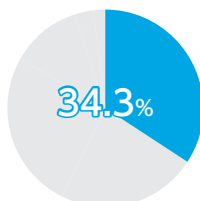
店舗の出退店の状況につきましては、スポーツ業態4店舗、ゴルフ業態1店舗、アウトドア業態1店舗、その他1店舗を出店し、スポーツ業態7店舗、ゴルフ業態2店舗、アウトドア業態3店舗を閉鎖いたしました。また、スポーツ業態とアウトドア業態が隣接していた店舗について売場統合を行ったことで、アウトドア業態が1店舗減少いたしました。

以上により、当連結会計年度末の店舗数はスポーツ業態185店舗、ゴルフ業態195店舗、アウトドア業態21店舗、その他1店舗の計402店舗となり、売場面積は3,710坪減少し258,623坪となりました。

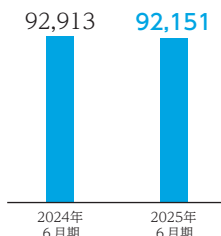
商品部門別の概要は次のとおりであります。

ゴルフ

売上高構成比



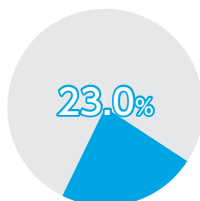
売上高 (単位：百万円)



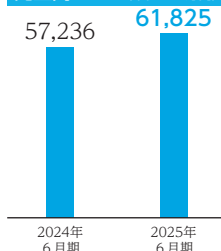
ゴルフ用品の既存店売上高は前年を下回りました。取り扱いを強化している中古クラブが順調に売上を拡大しているものの、新品クラブにおいて前年の主力クラブ発売の反動のほか、物価高や気候面の影響もあり需要が伸び悩みました。その結果、売上高は92,151百万円（前期比0.8%減）となりました。

スポーツライフスタイル

売上高構成比



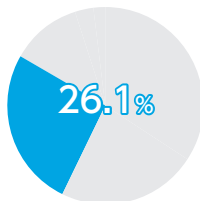
売上高 (単位：百万円)



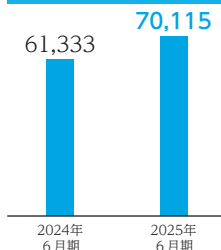
スポーツライフスタイル用品の既存店売上高は前年実績を上回る結果となりました。シューズやサンダルなどのフットウェアカテゴリーにおいては好調が続いたほか、防寒用品では、寒波到来に伴い手袋やアウターなどの需要が高まり、販売が拡大しました。さらに、猛暑が続いた影響で、冷感素材を使用したインナーウェアや日除けグッズといった猛暑対策関連商品の販売が拡大しました。その結果、売上高は61,825百万円（前期比8.0%増）となりました。

競技・一般スポーツ

売上高構成比



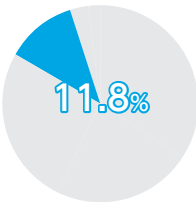
売上高 (単位：百万円)



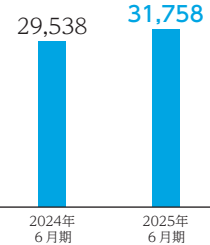
競技・一般スポーツ用品の既存店売上高は前年実績を上回る結果となりました。重点的に取り組んでいるランニングやバスケットボールといった強化カテゴリが引き続き高い伸びを示したほか、サッカーや野球などその他の競技分野においても、幅広い需要の取り込みにより全般的に堅調な販売となりました。その結果、売上高は70,115百万円（前期比14.3%増）となりました。

アウトドア

売上高構成比



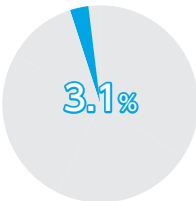
売上高 (単位：百万円)



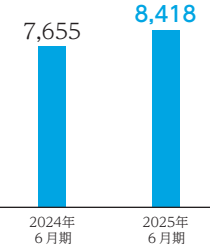
アウトドア用品の既存店売上高は前年実績を上回りました。取り扱いを拡大してきたアウトドアアパレルが売上を大きく伸ばしたほか、動きの鈍い状態が続くキャンプ用品においてもプライベートブランド商品が順調に売上を拡大いたしました。その結果、売上高は31,758百万円（前期比7.5%増）となりました。

ウインター

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)



ウインター用品の既存店売上高は前年実績を上回りました。残暑により鈍い立ち上がりとなったものの、シーズン本番には気温が下がり、積雪も豊富であったことからスキー・スノーボード需要が堅調に推移しました。その結果、売上高は8,418百万円（前期比10.0%増）となりました。

商品部門別売上高

期 部門	2024年 6 月期		2025年 6 月期		
	売 上 高 (百 万 円)	構 成 比 (%)	売 上 高 (百 万 円)	構 成 比 (%)	前 期 比 (%)
ゴ ル フ	92,913	36.7	92,151	34.3	99.2
ス ポ ー ツ ラ イ フ ス タ イ ル	57,236	22.6	61,825	23.0	108.0
競 技 ・ 一 般 ス ポ ー ツ	61,333	24.3	70,115	26.1	114.3
ア ウ ト ド ア	29,538	11.7	31,758	11.8	107.5
ウ イ ン タ ー	7,655	3.0	8,418	3.1	110.0
そ の 他	4,258	1.7	4,385	1.6	103.0
合 計	252,936	100.0	268,655	100.0	106.2

利益面につきましては、在庫状況の改善に加え販売面も順調に推移したことから値引き販売が抑制され、売上総利益率が前期に比べて大きく改善いたしました。販売費及び一般管理費につきましては、新規出店や既存店改装を進めていることに加え、人件費・物流費などの上昇により増加してはいるものの、販売動向に応じたコスト管理により売上高販管費率としては改善いたしました。これらの結果として、当連結会計年度の営業利益は前年より改善いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は268,655百万円（前期比6.2%増）、営業利益8,516百万円（同155.7%増）、経常利益10,464百万円（同97.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益5,573百万円（同221.5%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

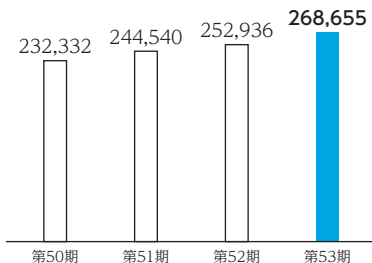
当連結会計年度における差入保証金等を含めた設備投資の総額は9,628万円でありました。主な投資といたしましては当連結会計年度中の新規出店（スポーツ業態4店舗、ゴルフ業態1店舗、アウトドア業態1店舗、その他1店舗の合計7店舗）であります。

(3) 資金調達の状況

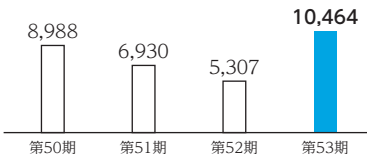
当連結会計年度における資金調達の状況につきましては、特筆すべき事項はありません。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

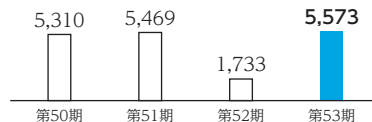
» 売上高 (単位：百万円)



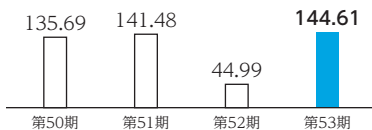
» 経常利益 (単位：百万円)



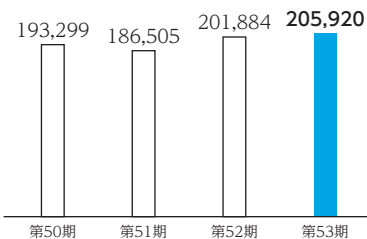
» 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



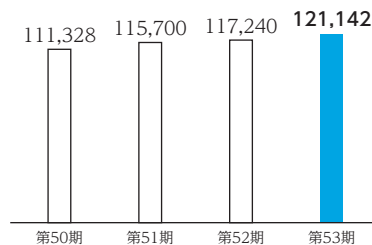
» 1株当たり当期純利益 (単位：円)



» 総資産 (単位：百万円)



» 純資産 (単位：百万円)



区 分	第50期 2022年6月	第51期 2023年6月	第52期 2024年6月	第53期 (当連結会計年度) 2025年6月
売上高 (百万円)	232,332	244,540	252,936	268,655
経常利益 (百万円)	8,988	6,930	5,307	10,464
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	5,310	5,469	1,733	5,573
1株当たり当期純利益 (円)	135.69	141.48	44.99	144.61
総資産 (百万円)	193,299	186,505	201,884	205,920
純資産 (百万円)	111,328	115,700	117,240	121,142

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(5) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、国内景気は今後も緩やかな回復基調が続くと見込まれるものの、米国の関税政策が国内産業へ及ぼす影響や地政学リスクの高まりなどの不透明な要素も多く、難しい経営環境が続くことが予想されております。

しかしながら、スポーツ用品小売市場においては健康志向によるスポーツへの関心の高まりに加え、国際的なスポーツイベントの開催や、インバウンド需要による下支えなどもあり堅調に推移することを見込んでおります。

このような状況のもと、当社グループは「中期経営計画2027」に基づいた売上成長と収益性改善に向けた取組を一層進めてまいります。特に堅調に推移するスポーツ領域を売上成長の軸として、引き続き既存店の捩入れに注力しながら、新規出店についても強化してまいります。

「スポーツデポ」「アルペン」業態においては店舗の改装を段階的に進めながら、最新のトレンドを押さえた商品構成への見直しや、体感型の売場作り、販売員の専門性強化によって、競合との差別化を図ってまいります。

そして「ゴルフ5」業態では中古クラブの取り扱い拡大を軸としてクラブ販売体制の見直しを進め、「アルペンアウトドアーズ」業態ではプライベートブランドによる独自商品の展開拡大や、キャンプ以外のアウトドアアイテムの販売強化により市場シェアの向上に取り組んでまいります。

デジタル領域においては2025年6月にリニューアルした自社ECサイト『Alpen Online』を中心に独自性を高めた取り組みによる、EC事業の再成長を進めてまいります。また、会員プログラムの顧客データを活用したデジタルマーケティングや、店舗とEC間の連携を強化しシームレスな顧客体験を提供するOMOについても推進し、スポーツ専門店No.1としての充実した、より満足いただけるサービスの提供を実現してまいります。

同時に、在庫管理体制のさらなる強化と、各種業務の徹底的な効率化によって収益性を高め、資本効率を改善させてまいります。

収益力拡大のための課題に加えて、コンプライアンスの強化とサステナビリティへの対応を積極的に進めてまいります。特に、サステナビリティにおいてはスポーツを楽しむために必要な「自然環境を守る」こと、「スポーツを楽しむ愛好家を育む」ことをスポーツ企業の責任であり使命と考え、スポーツ・サステナビリティ推進室によってこの2つの課題に対しての取り組みを進めております。現在は2027年までの5つの達成目標とKPIを設定し、活動を行っております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率(%)	主 要 な 事 業 の 内 容
(株) アルペンリゾート	10百万円	100.0	ゴルフ場の経営
(株) エム・アイ・ゴルフ	10百万円	100.0	ゴルフ場の経営
(株) エス・エー・ピー	10百万円	100.0	不動産仲介、損害保険代理業
JAPANA (CAMBODIA) CO.,LTD.	300万米ドル	100.0	スポーツウェア・グローブの製造
JAPANA TECHNICAL CENTER (CAMBODIA) CO.,LTD.	50万米ドル	100.0	靴の製造

(7) 主要な事業内容（2025年6月30日現在）

主要な事業内容は、次のとおりであります。

① 小売事業

主にスポーツ用品の販売および製造を行っております。なお、商品部門別の取扱い商品は次のとおりであります。

ゴルフ部門・・・ゴルフ用品等

スポーツライフスタイル部門・・・スポーツ・カジュアルウェア、スポーツシューズ等

競技・一般スポーツ部門・・・トレーニング・フィットネス用品、テニス・卓球等のラケット用品、野球・サッカー等の球技用品、自転車用品等

アウトドア部門・・・アウトドアウェア、キャンプ・トレッキング用品、マリン用品等

ウィンター部門・・・スキー・スノーボード用品等

② その他

主にスキー場、ゴルフ場の運営およびフィットネスクラブの運営を行っております。

(8) 主要な事業所（2025年6月30日現在）

当 社	(本社) 愛知県名古屋市中区 (店舗) スポーツ業態 185店舗 ゴルフ業態 195店舗 アウトドア業態 21店舗 アルペンクイックフィットネス 6店舗 フィットネスクラブ 2店舗 その他 1店舗 (スキー場) 岐阜県郡上市 (ゴルフ場) 岐阜県瑞浪市、北海道美瑛市 (ゴルフ練習場) 北海道北広島市 (倉庫) 愛知県小牧市、愛知県春日井市、愛知県丹羽郡大口町、 愛知県稲沢市、千葉県印西市、 (工場) 岐阜県可児郡御嵩町
(株) アルペンリゾート	(本社) 愛知県名古屋市中区 (ゴルフ場) 三重県四日市市
(株) エム・アイ・ゴルフ	(本社) 愛知県名古屋市中区 (ゴルフ場) 千葉県市原市、茨城県笠間市、茨城県常陸大宮市
(株) エス・エー・ピー	(本社) 愛知県名古屋市中区
JAPANA (CAMBODIA) CO.,LTD.	(本社) カンボジア王国スバイリエン州バベット地区
JAPANA TECHNICAL CENTER (CAMBODIA) CO.,LTD.	(本社) カンボジア王国スバイリエン州バベット地区

(9) 使用人の状況（2025年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
3,257名（5,514名）	130名増（406名増）

（注）使用人数は就業人員であり、使用人数欄の（外書）は、臨時社員の最近1年間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
2,896名(5,439名)	88名増(406名増)	41歳6ヶ月	16年0ヶ月

（注）使用人数は就業人員であり、使用人数欄の（外書）は、臨時社員の最近1年間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

(10) 主要な借入先（2025年6月30日現在）

（単位：百万円）

借 入 先	借 入 金 残 高
(株) 三 井 住 友 銀 行	5,000
(株) 三 菱 U F J 銀 行	2,000
(株) み ず ほ 銀 行	1,500
(株) り そ な 銀 行	1,500

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 125,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 38,888,000株(自己株式339,313株を含む。)
 (3) 株主数 45,498名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
(株) ミズノ・ホールディングス	13,582,960	35.24
水 野 泰 三	6,766,020	17.55
水 野 敦 之	3,326,280	8.63
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	1,721,700	4.47
ア ル ペ ン 社 員 持 株 会	503,614	1.31
(株)日本カストディ銀行（信託口）	300,600	0.78
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	264,664	0.69
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	177,923	0.46
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	112,500	0.29
DIMENSIONAL ETF TRUST- DIMENSIONL INTERNATIONAL SMALL CAP VALUE ETF	110,214	0.29

（注） 1. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

2. 当社は、自己株式339,313株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者
取締役（監査等委員、社外取締役を除く）	3,238株	2 名
社外取締役（監査等委員を除く）	—	—
監査等委員	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4.会社役員に関する事項(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2025年6月30日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	水野泰三	
代表取締役社長	水野敦之	JAPANA (CAMBODIA) CO.,LTD. 会長 JAPANA TECHNICAL CENTER(CAMBODIA) CO.,LTD. 会長
取締役副社長	村瀬一夫	
専務取締役 C O O	二十軒翔	商品本部長 戦略企画本部長
取締役	松本絢子	弁護士 西村あさひ法律事務所パートナー
取締役 (常勤監査等委員)	水巻泰彦	
取締役 (監査等委員)	包原智幸	税理士 包原智幸税理士事務所所長
取締役 (監査等委員)	鬼頭潤子	公認会計士 鬼頭潤子公認会計士事務所所長 岐阜信用金庫 監事 クロスプラス株式会社 社外取締役（監査等委員） スズキ株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	青柳良則	弁護士 アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役松本絢子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役松本絢子氏は株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断しておりますが、松本絢子氏の所属する西村あさひ法律事務所の方針に従い、独立役員として指定、届け出は行っておりません。
3. 監査等委員である取締役包原智幸氏、鬼頭潤子氏および青柳良則氏は、社外取締役であります。
4. 監査等委員である取締役包原智幸氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員である取締役鬼頭潤子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当社は、監査等委員である取締役包原智幸氏、鬼頭潤子氏および青柳良則氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
7. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、水巻泰彦氏を常勤の監査等委員である取締役として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役および社外取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ。）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。なお、当該保険料は全額当社が負担しております。ただし、被保険者の職務の執行に関して悪意または重大な過失があった事由に起因する場合、もしくは当該契約において保険会社が免責されるべき事由として規定されている事由のある場合には保険が適用されないこととするなど、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬等については、当社および当社グループの企業業績と株主価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材を確保・維持することが可能な、職責に十分見合う報酬水準および報酬体系となるよう定める。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬である基本報酬、業績連動報酬等としての役員賞与および非金銭報酬等としての譲渡制限付株式の付与で構成する。

ただし、社外取締役の報酬は基本報酬のみとする。

当社の監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬のみで構成する。監査等委員である取締役の個人別の報酬の額は、監査等委員の協議により決定する。

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬（固定報酬）の個人別報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、毎月均等に支給する。基本報酬は経営および業務執行を担う職責に対し、その対価として支給することとし、同様の役位を担う場合、個人別の基本報酬は同額とする。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役位別の報酬は、当社と同程度の事業規模や関連する業種に属する企業の報酬水準を踏まえ、役位ごとに決定する。

ウ. 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方式の決定に関する方針

業績連動報酬等は、金銭報酬の役員賞与のみとし、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の短期的な業績向上へのインセンティブと位置づけ、取締役に対して、各事業年度ごとの業績、会社の財政状況等を総合的に勘案して支給することとし、原則として年1回一定の時期に支給する。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の企業価値向上への貢献意欲や士気をさらに向上させることを目的に、株主総会で承認された報酬枠等の範囲内で定め、毎年一定の時期に、職責に応じて定められた個数

を付与する。

エ. 金銭報酬（固定報酬）の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

固定報酬と業績連動報酬および非金銭報酬の割合については、経営環境、経営状況等を考慮しながら設定する。

オ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額については、指名報酬委員会で審議を行い、取締役会より一任された代表取締役社長が、指名報酬委員会からの答申内容を踏まえて、個人別の報酬額を決定しております。委任している理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断しているためであります。

② 取締役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	支給額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	6名 (1名)	232 (3)	182 (3)	46 (-)	3 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	6名 (4名)	23 (10)	23 (10)	- (-)	- (-)
合 計 (うち社外取締役)	12名 (5名)	256 (13)	206 (13)	46 (-)	3 (-)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年9月25日開催の第43回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）とすることが決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）は6名です。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年9月25日開催の第43回定時株主総会において年額50百万円以内とすることが決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員は4名です。
3. 上記報酬とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与について、2021年9月28日開催の第49回定時株主総会において年額30百万円以内、株式数の上限を年1万株とすることが決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）は4名です。
4. 業績連動報酬等にかかる指標は、事業年度ごとの業績および業績への貢献度であり、また、当該指標を選定した理由は、小売業を中心とした当社グループは、環境変化に対して対応の早さを重要視して

おり、指標に対しての結果だけでなく、変化対応のための数字に表れない貢献度も重要と考えております。業績連動報酬等の額の算定方法は、各事業年度の業績の達成度合いをベースに貢献度を考慮し、賞与として原則年1回一定の時期に支給することとしております。

5. 非金銭報酬等の総額は、譲渡制限付株式の割当にかかる費用を記載しております。

6. 取締役会は、代表取締役社長水野敦之に対し、指名報酬委員会からの答申内容を踏まえて各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額、社外取締役を除く各取締役の担当事業の業績等を踏まえた賞与の額および譲渡制限付株式の付与の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断しているためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役松本絢子氏は、西村あさひ法律事務所パートナーを兼職しております。

当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

社外取締役包原智幸氏は、包原智幸税理士事務所所長を兼職しております。

当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

社外取締役鬼頭潤子氏は、鬼頭潤子公認会計士事務所所長、岐阜信用金庫 監事、クロスプラス株式会社の監査等委員である社外取締役およびスズキ株式会社の社外監査役を兼職しております。

当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

社外取締役青柳良則氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナーを兼職しております。

当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

- ② 当事業年度における出席状況、発言状況および社外取締役として期待される役割に関して行った職務の状況

社外取締役松本絢子

当事業年度に開催された取締役会23回の全てに出席いたしました。

弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当社の経営の公正性・透明性を高めるための発言を行っております。

社外取締役（監査等委員）包原智幸

当事業年度に開催された取締役会23回のうち22回に、また、監査等委員会12回のうち10回に出席いたしました。

税理士としての専門的見地から、取締役会および監査等委員会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員長として、活発な議事の運営に努めるとともに、当社の経営の公正性・透明性を高めるための発言を行っております。

社外取締役（監査等委員）鬼頭潤子

当事業年度に開催された取締役会23回の全てに、また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。

公認会計士としての専門的見地から、取締役会および監査等委員会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当社の経営の公正性・透明性を高めるための発言を行っております。

社外取締役（監査等委員）青柳良則

2024年9月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。

弁護士としての専門的見地から、取締役会および監査等委員会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当社の経営の公正性・透明性を高めるための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法および監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ア. 取締役および使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するため、コンプライアンス全体を統括する組織として、「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、統括部署を設置する。
- イ. コンプライアンスの推進については、コンプライアンス規程およびコンプライアンスコードを制定し、取締役および使用人の行動規範として遵守するよう周知徹底する。
- ウ. 反社会的勢力に対しては、コンプライアンスコードに基づき、毅然とした態度で排除する。
- エ. 各部室およびグループ各社は、遵守すべき法令等の自主点検制度による点検を行うとともに、内部監査室が監査する。これら活動は定期的に監査等委員会および取締役会に報告されるものとする。
- オ. また、当社は、内部通報規程により相談・通報体制を設け、取締役および使用人が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気づいた時は、ホットラインにより通報することを定める。この場合、通報者の希望により匿名性を保証するとともに、当社は通報者に対して不利益な扱いは行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程に従い文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成するとともに、文書管理規程に従い適切に保存および管理を行う。取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス委員会」を設け、有事においては、「リスク管理規程」に基づき、「緊急対策本部」を設置して危機管理にあたることとする。平時においては、各部室および子会社が自主点検制度によりその有するリスクの洗い出しおよび自主点検を行い、そのリスク軽減等に取り組むとともに、内部監査室がそのリスク状況の監査を行い、コンプライアンス委員会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を原則として月2回開催し、取締役会規程等に基づき重要事項の決定および取締役の業務執行の監督等を行う。業務の運営については、中期経営計画、総合予算制度、月次損益制度による予算統制を実施する。職務については、組織基本規程、職務分掌規程、職務権限規程により権限分配と業務の効率化を図る。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 当社は、「関係会社管理規程」を制定し、関係会社を管理する部署を設置して総括的に管理することで、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、提示、要請の伝達が効率的に行われる体制を構築する。

イ. グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。

ウ. 当社取締役、部長およびグループ各社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立の責任を有する。子会社の重要な案件については、規程に基づき当社へ決裁を求めまたは報告する制度をとる。

エ. 監査等委員会が、会計監査人および内部監査室と連携して、グループ全体の監視・監査を適正に行える体制を構築する。

オ. 内部監査室は、当社および子会社の監査を実施し、その重要度に応じ監査等委員会、取締役会等の機関に報告し、業務の適正を確保する体制を構築する。

カ. 当社のリスク管理、内部通報制度は、グループ各社を含めた体制とする。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はいないが、要望があった場合には協議により必要とされる監査等委員会の業務補助のため監査等委員会スタッフを置くこととする。その人事については、監査等委員会の事前の同意を得て行うとともに独立性を確保するものとする。

また、監査等委員会スタッフは、監査等委員会に専属することとし、他の業務を一切兼任させないことにより、監査等委員会の監査等委員会スタッフに対する指示の実効性を確保する。

- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ア. 取締役および使用人は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
 - イ. 取締役または使用人は、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況その他コンプライアンス上重要な事項を速やかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査等委員会との協議により決定する方法による。
 - ウ. 監査等委員会で選定された選定監査等委員は、取締役および支配人その他の使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求めることができる。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する事項
- 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査等委員会の過半数は独立社外取締役とし、対外透明性を担保する。
 - イ. 監査等委員会が独自に意見形成するため必要と認める時は、自らの判断で、専門の弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用する。
 - ウ. 監査等委員会は、代表取締役社長、内部監査室および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換する会を設定する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社およびグループ会社は、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため、「財務報告に係る内部統制構築の基本方針」を制定し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

コンプライアンス検討会において、各部室およびグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、コンプライアンス委員会において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。

(3) 取締役会による剰余金配当等の権限行使に関する方針

当社は、消費者の健康で豊かな生活の実現に貢献することを通じて、将来にわたっての企業体質の充実と事業展開の拡大を図り、株主に対する利益還元と株主資本利益率の向上を基本方針としております。

配当については、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本とし、業績の進捗状況に応じて配当性向を勘案のうえ、株主に対し積極的な利益還元を行う方針であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり25円とさせていただきます。すでに、2025年3月10日に実施済みの中間配当金1株当たり25円とあわせまして、年間配当金は1株当たり50円となります。

連結貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	(113,597)	流 動 負 債	(73,233)
現金及び預金	15,150	支払手形及び買掛金	16,957
売 掛 金	13,038	電 子 記 録 債 務	27,652
商 品 及 び 製 品	81,048	短 期 借 入 金	6,000
そ の 他	4,452	1年内返済予定の長期借入金	4,000
貸倒引当金	△92	未 払 法 人 税 等	2,791
固 定 資 産	(92,322)	契 約 負 債	3,143
有形固定資産	(49,514)	引 当 金	419
建物及び構築物	23,644	そ の 他	12,269
土 地	13,454	固 定 負 債	(11,543)
リ ー ス 資 産	1,473	リ ー ス 債 務	1,774
そ の 他	10,943	引 当 金	796
無形固定資産	(2,665)	退職給付に係る負債	115
投資その他の資産	(40,141)	資 産 除 去 債 務	7,498
投資有価証券	4,964	そ の 他	1,358
差入保証金	19,968	負 債 合 計	84,777
退職給付に係る資産	3,145	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	6,553	株 主 資 本	(117,289)
そ の 他	5,563	資 本 金	15,163
貸倒引当金	△52	資 本 剰 余 金	21,626
資 産 合 計	205,920	利 益 剰 余 金	81,170
		自 己 株 式	△671
		その他の包括利益累計額	(3,853)
		その他有価証券評価差額金	2,221
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	14
		為 替 換 算 調 整 勘 定	23
		退職給付に係る調整累計額	1,595
		純 資 産 合 計	121,142
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	205,920

連結損益計算書

(2024年 7 月 1 日から
2025年 6 月30日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
売上高		268,655
売上原価		161,090
売上総利益		107,564
販売費及び一般管理費		99,048
営業利益		8,516
営業外収益		
受取利息	83	
不動産賃貸料	1,152	
協賛金収入	300	
その他の	1,223	2,759
営業外費用		
支払利息	117	
不動産賃貸費用	589	
その他の	104	811
経常利益		10,464
特別利益		
固定資産売却益	260	
違約金収入	327	
その他の	11	600
特別損失		
店舗閉鎖損失	327	
減損損失	2,469	
その他の	168	2,965
税金等調整前当期純利益		8,099
法人税、住民税及び事業税	2,944	
法人税等調整額	△419	2,525
当期純利益		5,573
親会社株主に帰属する当期純利益		5,573

貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	13,851	支払手形	1,424
売掛金	12,871	電子記録債権	27,652
商掛金	81,031	買掛金	15,454
原材料	132	短期借入金	6,000
仕掛品	0	1年内返済予定の長期借入金	4,000
貯蔵品	115	リース負債	595
前払費用	421	未払金	5,564
前払の税金	2,374	未払法人税等	2,483
貸倒引当金	1,541	前受金	2,763
	△34	契約負債	414
固定資産	(91,045)	預り金	3,143
有形固定資産	(45,890)	賞与引当金	536
建物	21,869	役員賞与引当金	367
構築物	730	その他の引当金	46
機械及び装置	2,963	固定負債	(11,200)
車両運搬具	50	リース負債	1,774
工具、器具及び備品	5,652	役員退職慰労引当金	625
土地	12,344	貸損失引当金	171
建物	1,473	資産除去債	7,498
その他の資産	141	その他の負債	1,130
	664	負債合計	84,126
無形固定資産	(1,881)	純資産の部	
借地権	21	株主資本	(116,988)
商標	0	資本金	15,163
ソフトウェア	1,341	資本剰余金	25,075
その他の資産	517	資本準備金	25,074
投資その他の資産	(43,273)	その他の資本剰余金	0
投資有価証券	4,964	利益剰余金	77,420
関係会社株	3,962	利益準備金	50
関係会社長期貸付金	1,398	その他の利益剰余金	77,370
長期前払費用	641	別途積立金	10
前払年金費用	846	繰越利益剰余金	77,360
繰延税金資産	7,131	自己株式	△671
差入保証金	19,960	評価・換算差額等	(2,235)
貸倒引当金	4,918	その他有価証券評価差額金	2,221
	△551	繰延ヘッジ損益	14
資産合計	203,350	純資産合計	119,223
		負債・純資産合計	203,350

損 益 計 算 書

(2024年 7 月 1 日から
2025年 6 月30日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			266,425
売 上 原 価			160,933
売 上 総 利 益			105,492
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			97,027
営 業 利 益			8,464
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	100		
不 動 産 賃 貸 料	1,153		
協 賛 金 収 入	299		
そ の 他	1,237		2,790
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	117		
不 動 産 賃 貸 費 用	589		
そ の 他	98		805
経 常 利 益			10,450
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	260		
違 約 金 収 入	327		
そ の 他	11		600
特 別 損 失			
店 舗 閉 鎖 損 失	327		
減 損 損 失	2,469		
そ の 他	163		2,961
税 引 前 当 期 純 利 益			8,089
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,863		
法 人 税 等 調 整 額	△420		2,443
当 期 純 利 益			5,645

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年8月21日

株式会社アルペン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金原	正英
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉浦	章裕

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルペンの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルペン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年8月21日

株式会社アルペン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金原	正英
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉浦	章裕

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルペンの2024年7月1日から2025年6月30日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等にしながら整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年8月22日

株 式 会 社 ア ル ペ ン 監 査 等 委 員 会

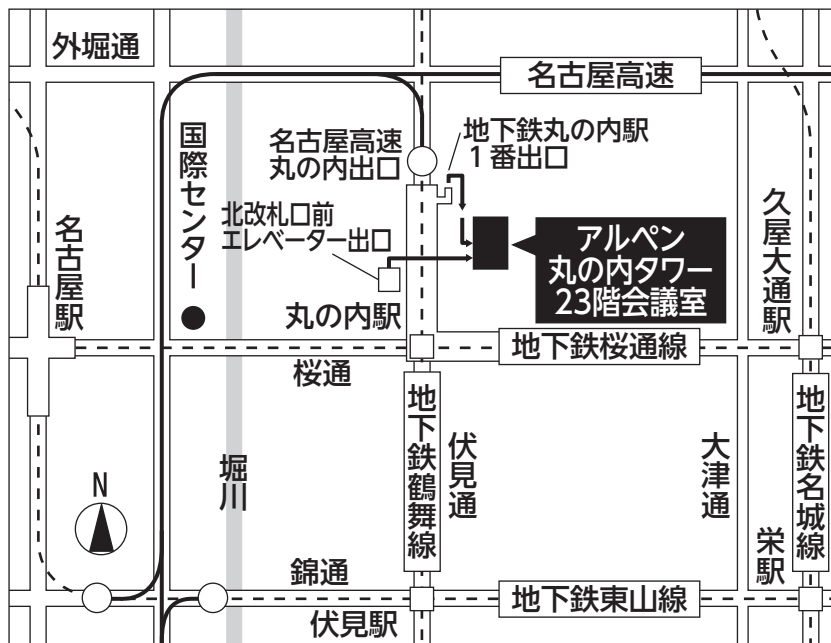
常勤監査等委員	水 卷 泰 彦	㊞
社外監査等委員	包 原 智 幸	㊞
社外監査等委員	鬼 頭 潤 子	㊞
社外監査等委員	青 柳 良 則	㊞

以 上

株主総会会場のご案内図

会 場 名古屋市中区丸の内二丁目 9 番40号
当社 アルペン丸の内タワー23階会議室
公共交通機関 地下鉄桜通線・鶴舞線「丸の内」駅
・ 1 番出口より約60m
・ 北改札口前エレベーター出口より約170m

※お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場
はご遠慮いただき公共交通機関をご利用くださいますよう
お願い申し上げます。



NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンでご案内します。
右図を読み取ってください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。